

東予地方局今治支局庁舎物品類等移転業務委託契約書（案）

愛媛県東予地方局長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、東予地方局今治支局庁舎物品類等移転業務（以下「委託業務」という。）を別記仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 業務の委託料は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和8年9月30日までに委託業務を完了させるものとする。

（業務計画書）

第4条 乙は、契約締結後、業務計画書を作成し、速やかに甲に提出する。

2 乙は、前項の計画書に変更が生じた場合は、修正のうえ、速やかに甲に提出する。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（報告及び検査）

第8条 乙は、甲が委託する業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第9条 業務完了検査完了後、乙は速やかに甲に請求書を提出することとし、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（支払の遅延）

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わなかった時は、その支払期限の翌日から支払の日までに日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（業務内容の変更）

第11条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。

この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(契約の解除)

第 12 条 甲乙は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、その責めに帰する理由により、委託事業の実施に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規定に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 愛媛県西条市喜多川 7 9 6 番地 1
氏名 愛媛県東予地方局長 加藤 道和

乙 住所
氏名